

## みどり市浄化槽設置整備補助金交付要綱

令和2年3月31日  
告示第84号

みどり市浄化槽設置整備補助金交付要綱(平成29年みどり市告示第11号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、生活排水の排出による公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。)の水質の汚濁を防止するため、浄化槽(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。)を設置する者に対し、みどり市浄化槽設置整備補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(令8告示49・一部改正)

(補助対象区域)

第2条 補助金の交付の対象となる区域は、次の各号のいずれにも該当しない市の区域とする。

- (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の事業計画に定める公共下水道(同法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。)の予定処理区域(同法第5条第1項第5号に規定する予定処理区域をいう。次号において同じ。)
- (2) 下水道法第25条の11第1項の事業計画に定める流域下水道(同法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。)の予定処理区域
- (3) みどり市農業集落排水処理施設条例(平成18年みどり市条例第181号)第3条第1項の規定により設置する農業集落排水施設(この号において「農業集落排水施設」という。)の供用が開始された区域(農業集落排水施設への接続が困難な区域として市長が認める区域を除く。)

(補助対象浄化槽)

第3条 補助金の交付の対象となる浄化槽(次条及び第5条において「補助対象浄化槽」という。)は、次の各号のいずれにも該当する浄化槽とする。

- (1) 全国浄化槽推進市町村協議会が定める浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領に基づく登録を受けている浄化槽
- (2) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会が行う浄化槽機能保証制度(浄化槽の機能に異常が生じた場合において、当該異常の発生の原因について責任を負うべき者が特定できないとき、又は当該異常の発生の原因について責任を負うべき者により当該浄化槽に対する補修等の措置が講じられることが著しく困難なときに、一般社団法人全国浄化槽団体連合会が当該措置に要する費用を負担する制度をいう。)の対象として登録を受けている浄化槽
- (3) 処理対象人員が10人以下の浄化槽

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象区域内において、住宅(小規模の店舗等を併設した住宅であって、居住の用に供する部分の床面積が当該住宅の床面積の合計の2分の1以上であるものを含む。以下この条において

同じ。)に設置している単独処理浄化槽又はくみ取り槽を廃止し、補助対象浄化槽を新規に設置する転換工事を行う者とする。ただし、住宅の建替えに併せて転換工事を行う場合を除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。
  - (1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項の規定による確認を受けずに建築した住宅に浄化槽を設置する者
  - (2) 浄化槽法第 5 条第 1 項の規定による届出を行わずに住宅に浄化槽を設置する者
  - (3) 補助金の交付の決定を受ける前に補助対象浄化槽の設置に係る工事(以下「補助対象工事」という。)に着手した者
  - (4) 販売、賃貸その他自らが居住すること以外の目的により住宅に浄化槽を設置する者
  - (5) 住宅を居住のために継続的に使用すると認められない者
  - (6) 市税を滞納している者
  - (7) 公共事業の補償を受けて浄化槽を設置する者
- 3 補助対象者は、補助金の交付を受けて住宅に浄化槽を設置した後、浄化槽法第 7 条、第 10 条及び第 11 条の規定により課される義務を履行しなければならない。

(令 8 告示 49・一部改正)

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象浄化槽の設置に要する費用に相当する額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、その額が次の表の区分欄に掲げる補助対象浄化槽の区分に応じ、それぞれ同表の金額欄に掲げる額を超えたときは当該金額欄に掲げる額を限度とする。

区分	金額
5 人槽	33 万 2,000 円
7 人槽	41 万 4,000 円
10 人槽	54 万 8,000 円

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の表の区分欄に掲げる工事を行った場合は、同表の区分欄に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ同表の金額欄に掲げる額に前項の補助金の額を加えた額を補助金の額とする。ただし、当該工事に係る費用の額が次の表の金額欄に掲げる額を超えない場合は、前項の表の金額欄に掲げる額に当該費用の額を加えた額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を補助金の額とする。

区分	金額
宅内配管工事(トイレ、台所、洗面所、風呂その他の排水設備から補助対象浄化槽へ排水するための流入管及びますの設置並びに放流管の設置に伴う工事をいう。)	33 万円
単独処理浄化槽の撤去工事	15 万円

くみ取り槽の撤去工事	12万円
単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用工事	12万円

(令4告示25・一部改正、令8告示49・全改)

(交付の申請及び決定)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、みどり市浄化槽設置整備補助金交付申請書(様式第1号)に、必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときはみどり市浄化槽設置整備補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請を却下したときはみどり市浄化槽設置整備補助金却下通知書(様式第3号)により、当該補助対象者に通知するものとする。

(変更の申請及び決定)

第7条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後に、やむを得ない理由により申請の内容を変更しようとするときは、みどり市浄化槽設置整備補助金変更交付申請書(様式第4号)に、その変更の内容が分かる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、みどり市浄化槽設置整備補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、補助対象者に通知するものとする。

(工事遅延の届出)

第8条 補助対象者は、補助対象工事が予定の期間内に完了しないことが明らかになったとき又はその実施が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、当該補助対象工事が完了したときは、速やかに、みどり市浄化槽設置整備補助金実績報告書(様式第6号)に、必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、みどり市浄化槽設置整備補助金確定通知書(様式第7号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、みどり市浄化槽設置整備補助金交付請求書(様式第8号)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助対象者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の

返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(工事状況の調査)

第13条 市長は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助対象工事の状況を調査することができる。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(令8告示49・旧第15号繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(令4告示25・全改)

附 則(令和4年3月4日告示第25号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月27日告示第49号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前のみどり市浄化槽設置整備補助金交付要綱の規定により提出されている書類は、改正後のみどり市浄化槽設置整備補助金交付要綱の規定により提出されたものとみなす。

年 月 日

みどり市長 様

住所  
氏名  
電話

みどり市浄化槽設置整備補助金交付申請書

みどり市浄化槽設置整備補助金の交付を受けたいので、みどり市浄化槽設置整備補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請額		円
事業費	浄化槽設置工事	円
	配管工事	円
	撤去・再利用工事	円
浄化槽	設置区分	単独転換      くみ取り転換
	人槽区分	人槽
工事	着工予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
公共事業に係る補償の有無		有      無

誓約書及び同意書

みどり市浄化槽設置整備補助金交付要綱第4条の規定に該当し、上記記載に偽りのないことを誓約します。なお、申請内容に虚偽が発覚した場合は、補助金の返還等、市長の指示に従います。

また、審査に当たり、市長が税務情報及び住民基本台帳の情報を閲覧することに同意します。

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(本人が署名する場合は押印不要)

様式第2号(規格 A4) (第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

みどり市長



みどり市浄化槽設置整備補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、みどり市浄化槽設置整備補助金について、みどり市浄化槽設置整備補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

補助金交付決定額 円

様式第3号(規格 A4) (第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

みどり市長



みどり市浄化槽設置整備補助金却下通知書

年 月 日付けで申請のあった、みどり市浄化槽設置整備補助金について、みどり市浄化槽設置整備補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次の理由により却下することとしたので通知します。

却下理由	
------	--

様式第4号(規格 A4)(第7条関係)  
(令4告示25・一部改正)

年 月 日

みどり市長 様

住所  
氏名  
電話

みどり市浄化槽設置整備補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた、みどり市浄化槽設置整備補助金について、その内容を変更したいので、みどり市浄化槽設置整備補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更交付申請額

変更前の金額	変更後の金額
円	円

2 変更の内容

変更前の内容	変更後の内容

3 変更の理由

--

様式第 5 号(規格 A4)(第 7 条関係)

第 号  
年 月 日

様

みどり市長



みどり市浄化槽設置整備補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、みどり市浄化槽設置整備補助金について、補助金の額の変更を決定したので、みどり市浄化槽設置整備補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 変更前の補助金交付決定額 円
- 2 変更後の補助金交付決定額 円

様式第6号(規格 A4)(第9条関係)  
(令4告示25・令8告示49号・一部改正)

年 月 日

みどり市長 様

住所  
氏名  
電話

みどり市浄化槽設置整備補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた、みどり市浄化槽設置整備補助金について、浄化槽設置工事が完了したので、みどり市浄化槽設置整備補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

事業費	浄化槽設置工事	円
	配管工事	円
	撤去・再利用工事	円
工事	着工年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日

※市記入欄

検査年月日	年 月 日
検査結果	合格 不合格
検査員の職及び氏名	
指示事項	

様式第7号(規格 A4)(第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

みどり市長



みどり市浄化槽設置整備補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、みどり市浄化槽設置整備補助金について、補助金の額を確定したので、みどり市浄化槽設置整備補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり通知します。

補助金確定額 円

